

鏡野町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における文化・スポーツ合宿の誘致を推進することを目的とし、本町内で「文化・スポーツ合宿を実施する営利を目的としない団体又は、政治的、宗教的な活動を目的としない団体」（以下「合宿団体」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助対象事業は、町内外に所在する合宿団体を対象とし、文化・スポーツ技術向上のために実施する合宿であることとする。又、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 町内の宿泊施設に宿泊していること。ただし、宿泊施設は旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を取得している宿泊施設であること。（スポーツロッジかがみのを除く。）
- (2) 町内の文化・スポーツ施設を利用していること。
- (3) 1回の合宿における参加者が10人以上であること。尚、公式試合やイベント等に参加出場するために宿泊し、かつその前後に合宿のために宿泊する場合については、公式試合やイベント等に参加出場する前日泊は宿泊数に算入しないこととする。
- (4) 鏡野町又は、鏡野町の関連団体（鏡野町から補助金等の交付を受けている団体）から補助金等の交付を受けていないこと。ただし、当該合宿についてその補助金が充当されていないことが明確にわかる場合はその限りではない。
- (5) 同一の団体が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるとき。
- (6) その他町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度)

第3条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、前条第3号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町外に所在する合宿団体は、延べ宿泊数に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、1泊当たりの宿泊料が4,000円以下の場合、その4分の1の額を乗じて得た額とする。
- (2) 町内に所在する合宿団体は、延べ宿泊数に1人当たり500円を乗じて得た額とする。
- (3) 合宿において受けられる補助金の額は、1団体1泊当たり40,000円を限度とし、1合宿当たり200,000円を限度とする。
- (4) 県外に所在する合宿団体は、交通費補助として該当合宿参加者1人当たり500円を乗じて得た額を加算する。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校又は専修学校に通う小学生以上の児童、生徒及び学生のみとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、鏡野町文化・スポーツ合宿誘致補助金対象認定申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて事前に申請しなければならない。

(対象認定の通知)

第7条 補助金の対象決定通知は、鏡野町文化・スポーツ合宿誘致補助金対象認定書（様式第2号）により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付対象認定を受けた団体は、事業終了後速やかに鏡野町文化・スポーツ合宿誘致補助金実績報告書（様式第3号）、鏡野町文化・スポーツ合宿利用実施調書（様式第4号）に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請が適当であると認めたときは、鏡野町文化・スポーツ合宿誘致補給金交付決定書（様式第5号）により通知し、当該交付決定の日の属する月の翌月中に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部取り消し、又は返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が特別の理由があると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示にさだめるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。